

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る  
ガイドライン改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;"> <a href="#">令和3年9月15日 制定</a>  <a href="#">令和4年6月2日 一部改正</a>  <a href="#">令和5年6月21日 一部改正</a>  <a href="#">令和6年2月1日 一部改正</a>  <a href="#">令和6年6月 日 一部改正</a> </p> <p style="text-align: right;">財務省</p>	<p style="text-align: right;"> <a href="#">令和3年9月15日 制定</a>  <a href="#">令和4年6月2日 一部改正</a>  <a href="#">令和5年6月21日 一部改正</a>  <a href="#">令和6年2月1日 一部改正</a> </p> <p style="text-align: right;">財務省</p>
<p>第1～第3 [略]</p>	<p>第1～第3 [同 左]</p>
<p>第4 個票データ等の利用期間</p> <p>財務省は、有識者会議による審査を行った上で、申出者に対して、利用目的の達成に必要な範囲で、その利用に必要な最小限の期間に限り、個票データ等の利用の承諾をすることができる。</p> <p>個票データ等の利用期間（財務省が個票データ等の利用を承諾した日から利用を停止する日までをいう。以下同じ。）は、原則として2年間（第9の4に定める利用期間の延長による期間を除く。）を上限とする。</p>	<p>第4 個票データ等の利用期間</p> <p>財務省は、有識者会議による審査を行った上で、申出者に対して、利用目的の達成に必要な範囲で、その利用に必要な最小限の期間に限り、個票データ等の利用の承諾をすることができる。</p> <p>個票データ等の利用期間（財務省が個票データ等の利用を承諾した日から利用を停止する日までをいう。以下同じ。）は、原則として2年間（第9の3に定める利用期間の延長による期間を除く。）を上限とする。</p>
<p>第5 個票データ等の利用申出手続</p> <p>1 [略]</p> <p>2 事前に説明・確認を要する事項</p>	<p>第5 個票データ等の利用申出手続</p> <p>1 [同 左]</p> <p>2 事前に説明・確認を要する事項</p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る  
ガイドライン改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>申出者に対し、申出手続に際して財務省が事前に説明・確認しておくべき事項は以下のとおりである。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 提出予定の申出書の内容（財務省は、必要に応じ、利用する個票データ等の範囲、<u>研究内容</u>等につき、申出者と<u>協議</u>を実施する場合がある。）</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 利用申出の期間と方法</p> <p>財務省は、1年に1回程度、<u>共同研究への申出者の公募を行い、財務省の定める手続きに従って</u>、代表者になっている申出者からの申出書の提出を郵送又は電子メールによって<u>受け付ける</u>ものとする。<u>また、財務省は、申出書の提出に先立って、申出に係る意向を表明する書類の提出を求めるものとする。</u></p> <p>具体的な<u>公募の方法</u>、受付期間、受付窓口等については、財務省のホームページにて事前に公表するものとする。</p> <p>6 [略]</p> <p>第6 利用申出に対する審査・決定</p> <p>1 [略]</p> <p>2 個票データ等利用申出の審査基準</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 申出書及び添付書類の記載事項の確認</p>	<p>申出者に対し、申出手続に際して財務省が事前に説明・確認しておくべき事項は以下のとおりである。</p> <p>(1)～(5) [同 左]</p> <p>(6) 提出予定の申出書の内容（財務省は、必要に応じ、利用する個票データ等の範囲等につき、申出者と<u>調整</u>を実施する場合がある。）</p> <p>3・4 [同 左]</p> <p>5 利用申出の期間と方法</p> <p>財務省は、1年に1回程度、代表者になっている申出者からの申出書の提出を郵送又は電子メールによって<u>求める</u>ものとする。</p> <p>具体的な受付期間、受付窓口等については、財務省のホームページにて事前に公表するものとする。</p> <p>6 [同 左]</p> <p>第6 利用申出に対する審査・決定</p> <p>1 [同 左]</p> <p>2 個票データ等利用申出の審査基準</p> <p>(1)～(4) [同 左]</p> <p>(5) 申出書及び添付書類の記載事項の確認</p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る  
ガイドライン改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>① [略]</p> <p>② 研究計画書 申出書に記載した研究等の概要について、<u>具体的かつ</u>詳細な内容が確認できること。</p> <p>③・④ [略]</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第7～第8 [略]</p> <p>第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合</p> <p>1 [略]</p> <p>2 利用者の変更 利用者の変更については、次のとおり対応する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 利用者の追加又は交代 利用者の追加又は交代の必要が生じた場合は、記載事項変更依頼申出書により申出手続を行う。なお、財務省は、1(2)の規定に準じて、個票データ等の利用の承諾をする。 ただし、分析結果等のみの利用者が交代する場合において、両者の所属機関が同一の場合は、有識者会議の審査を省略するものとする。</p>	<p>① [同 左]</p> <p>② 研究計画書 申出書に記載した研究等の概要について、詳細な内容が確認できること。</p> <p>③・④ [同 左]</p> <p>(6)・(7) [同 左]</p> <p>3 [同 左]</p> <p>第7～第8 [同 左]</p> <p>第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合</p> <p>1 [同 左]</p> <p>2 利用者の変更 利用者の変更については、次のとおり対応する。</p> <p>(1) [同 左]</p> <p>(2) 利用者の追加又は交代 利用者の追加又は交代の必要が生じた場合は、記載事項変更依頼申出書により申出手続を行う。なお、財務省は、1(2)の規定に準じて、個票データ等の利用の承諾をする。 ただし、分析結果等のみの利用者が交代する場合において、両者の所属機関が同一の場合は、有識者会議の審査を省略するものとする。</p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る  
ガイドライン改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>なお、追加又は交代によって、新たに利用の承諾を受けた利用者は財務省に対して第8の1に掲げる書類を提出するものとする。財務省は当該書類の提出を受理した後、利用者が財務総合政策研究所の客員研究官に任用されることをもって、個票データの利用を可能とする。新たに個票データの利用の承諾を受けた利用者が財務総合政策研究所職員である場合には、承諾したことをもって、利用可能とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 利用期間の延長</p> <p>代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、財務省は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。また、研究等の成果を公表するための審査を行う過程で、再度個票データ等を分析する必要がある場合、その他財務省が必要と認める場合は、上記規定に関わらず、財務省は利用期間の延長を認めることができる。なお、延長した期間において、財務総合政策研究所の客員研究官に任用された利用者による個票データの利用が必要な場合は、客員研究官の任期を延長する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 延長の申出の審査基準</p> <p>記載事項変更依頼申出書が提出された場合、財務省は次の審査基準により審査を行い、<u>有識者会議に助言を求めた上で</u>、延長の諾否について</p>	<p>なお、追加又は交代によって、新たに<u>個票データ</u>の利用の承諾を受けた利用者は財務省に対して第8の1に掲げる書類を提出するものとする。財務省は当該書類の提出を受理した後、利用者が財務総合政策研究所の客員研究官に任用されることをもって、個票データの利用を可能とする。新たに個票データの利用の承諾を受けた利用者が財務総合政策研究所職員である場合には、承諾したことをもって、利用可能とする。</p> <p>3 [同 左]</p> <p>4 利用期間の延長</p> <p>代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、財務省は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。また、研究等の成果を公表するための審査を行う過程で、再度個票データ等を分析する必要がある場合、その他財務省が必要と認める場合は、上記規定に関わらず、財務省は利用期間の延長を認めることができる。なお、延長した期間において、財務総合政策研究所の客員研究官に任用された利用者による個票データの利用が必要な場合は、客員研究官の任期を延長する。</p> <p>(1) [同 左]</p> <p>(2) 延長の申出の審査基準</p> <p>記載事項変更依頼申出書が提出された場合、財務省は次の審査基準により審査を行い、延長の諾否について決定する。</p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る  
ガイドライン改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>て決定する。</p> <p>①～④ [略]</p> <p>⑤ 申出書及び研究計画書等の添付書類に示された内容に沿って、研究が着実に遂行されていること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>第10 [略]</p> <p>第11 利用者による研究等の成果の公表</p> <p>代表者になっている申出者は、個票データ等を利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表するものとする。</p> <p>公表にあたっては、事前に公表を予定する当該研究等の成果について、<u>任意の様式で財務省へ報告するものとし、<b>新たな研究成果については、公表を予定する日の原則として1か月以上前までに報告するものとする。</b></u>財務省は、当該報告の内容について、以下の①から④までの各事項を審査するものとする。なお、財務省が審査する各事項を満たさない場合、当該研究等の成果の公表を禁止する場合があることに留意する。</p> <p>①～④ [略]</p> <p>第12～第13 [略]</p>	<p>①～④ [同 左]</p> <p>[新 設]</p> <p>(3) [同 左]</p> <p>5 [同 左]</p> <p>第10 [同 左]</p> <p>第11 利用者による研究等の成果の公表</p> <p>代表者になっている申出者は、個票データ等を利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表するものとする。</p> <p>公表にあたっては、事前に公表を予定する当該研究等の成果について任意の様式で財務省へ報告するものとし、財務省は、当該報告の内容について、以下の①から④までの各事項を審査するものとする。なお、財務省が審査する各事項を満たさない場合、当該研究等の成果の公表を禁止する場合があることに留意する。</p> <p>①～④ [同 左]</p> <p>第12～第13 [同 左]</p>

財務総合政策研究所との共同研究における輸出入申告情報利用に係る  
ガイドライン改正案 新旧対照表

改正後	改正前
別紙 [略]	別紙 [同 左]

個票データ等の利用規約改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;"> <u>令和3年9月15日 制定</u>  <u>令和4年6月2日 一部改正</u>  <u>令和5年6月21日 一部改正</u>  <u>令和6年2月1日 一部改正</u>  <u>令和6年6月 日 一部改正</u> </p> <p style="text-align: right;">財務省</p> <p>(総則) 第1～第9条 [略]</p> <p>(成果の公表) 第10条 代表者になっている申出者は、個票データ等を利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、財務省の審査を受けた上で、公表しなければならない。そのため、ガイドライン第11に規定する財務省への報告の時期は、当該研究等の成果の公表前であって、かつ、その内容の変更が可能な時期であることとする。<u>なお、新たな研究成果については、公表を予定する日の原則として1か月以上前までに報告するものとする。</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>第11～第17条 [略]</p>	<p style="text-align: right;"> <u>令和3年9月15日 制定</u>  <u>令和4年6月2日 一部改正</u>  <u>令和5年6月21日 一部改正</u>  <u>令和6年2月1日 一部改正</u> </p> <p style="text-align: right;">財務省</p> <p>(総則) 第1～第6条 [同 左]</p> <p>(成果の公表) 第10条 代表者になっている申出者は、個票データ等を利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、財務省の審査を受けた上で、公表しなければならない。そのため、ガイドライン第11に規定する財務省への報告の時期は、当該研究等の成果の公表前であって、かつ、その内容の変更が可能な時期であることとする。</p> <p>2～5 [同 左]</p> <p>第11～第17条 [同 左]</p>

個票データ等の利用規約改正案 新旧対照表

改正後	改正前
別表 [略]	別表 [同 左]